【参考資料 1】

教育委員会告示第２号

陸前高田市立小中学校の在り方検討委員会設置要綱を次のように定め、令和８年２月１日から施行する。

令和８年１月２２日

陸前高田市教育委員会

教育長　山　田　市　雄

陸前高田市立小中学校の在り方検討委員会設置要綱

（設置）

第１　陸前高田市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の児童数及び生徒数の減少が進む中で、今後の学校の在り方について検討するため、陸前高田市立小中学校の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２　委員会は、陸前高田市教育委員会教育長の依頼を受け、今後の学校の在り方に関する基本的な考え方について検討し提言する。

（委員）

第３　委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は任命する委員２０人以内をもって構成する。

⑴　学校関係者

⑵　学校保護者

⑶　学識経験者

⑷　その他教育長が必要と認める者

（任期）

第４　委員の任期は、前条の委嘱又は任命を受けた年度限りとする。

（組織）

第５　委員会に委員長１人及び副委員長１人を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

３　委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

４　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６　委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、最初に招集される委員会は、教育長が招集する。

２　委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

（意見の聴取）

第７　委員会は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

２　委員会は、必要と認めるときは、専門的知識や経験を有する者から検討の在り方等について助言を得ることができる。

（庶務）

第８　委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

（補則）

第９　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。